

管 第 278 号
建 技 第 428 号
令和 2 年 2 月 26 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長



「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙のとおり参考送付があったことに伴い、富山県土木部では下記のとおり運用することとしたので参考までに送付します。ついては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

なお、富山県土木部では、令和 2 年 3 月 1 日から「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）及び「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を適用することを念のため申し添えます。

記

1 特例措置の内容

2 で対象とする委託業務の受注者は、「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）及び「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新技術者単価」及び「新労務単価」に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

令和 2 年 3 月 1 日以降の契約である委託業務のうち、「旧技術者単価」及び「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新技術者単価」、「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

k ：当初契約の落札率

(事務担当：管 理 課 入 札 ・ 契 約 係)

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

【別紙】参考送付

国地契第 42 号
国官技第 341 号
国営管第 365 号
国営整第 139 号
国港総第 560 号
国港技第 75 号
国空予管第 760 号
国空空技第 489 号
国空交企第 343 号
国北予第 42 号
令和 2 年 2 月 14 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 整 備 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 2 年 2 月 14 日付け国官技第 332 号、国港技第 72 号、国空空技第 480 号）により、令和 2 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 2 年 2 月 14 日付け国土建労第 1303 号、国港技第 71 号）により、令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国官技第 356 号、国港技第 79 号、国空空技第 506 号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国土建労第 1727 号、国港技第 78 号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

変更後の業務委託料＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1)「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊土木設計業務等委託契約書第50条
- (2)「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)別冊設計・測量・調査等業務契約書第50条
- (3)「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊建築設計業務委託契約書第50条
- (4)「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省営管発第335号)別冊建築設計業務委託契約書第50条
- (5)「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊建築工事監理業務委託契約書第40条
- (6)「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号)別冊建築工事監理業務委託契約書第40条
- (7)「調査・測量等業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第628-2号)第50条
- (8)「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第396号)別冊調査業務請負契約書第48条
- (9)「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第397号)別冊業務契約書第36条
- (10)「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)別冊発注者支援業務委託契約書第51条
- (11)「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号)別冊発注者支援等業務契約書第53条